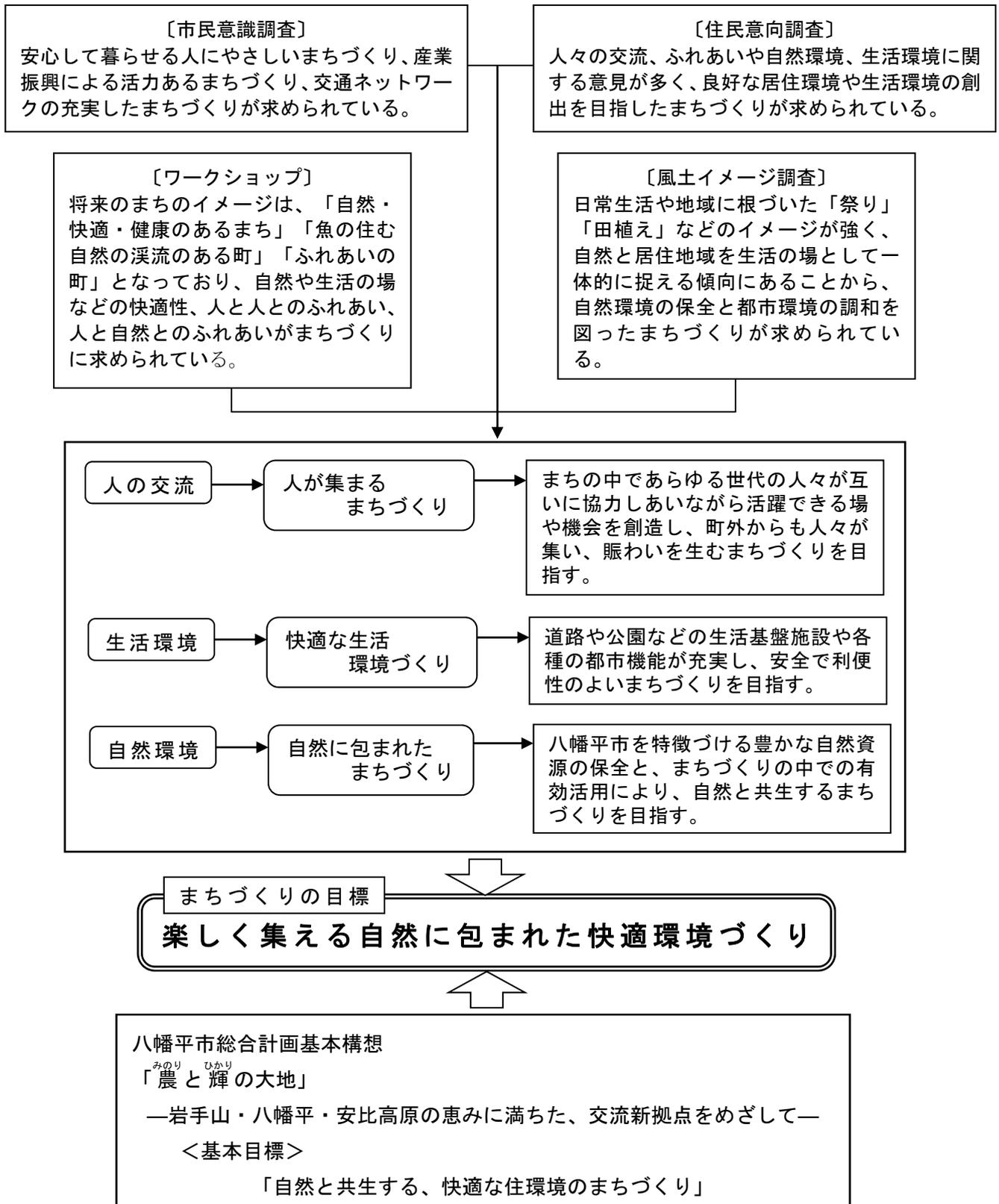


3章 将来目標の設定

1. まちづくりの目標

まちづくりの目標は、八幡平市総合計画基本構想に示されている市の将来像や基本目標を踏まえつつ、市民意識調査、住民意向調査、ワークショップ、風土イメージ調査を生かし、以下のように設定する。

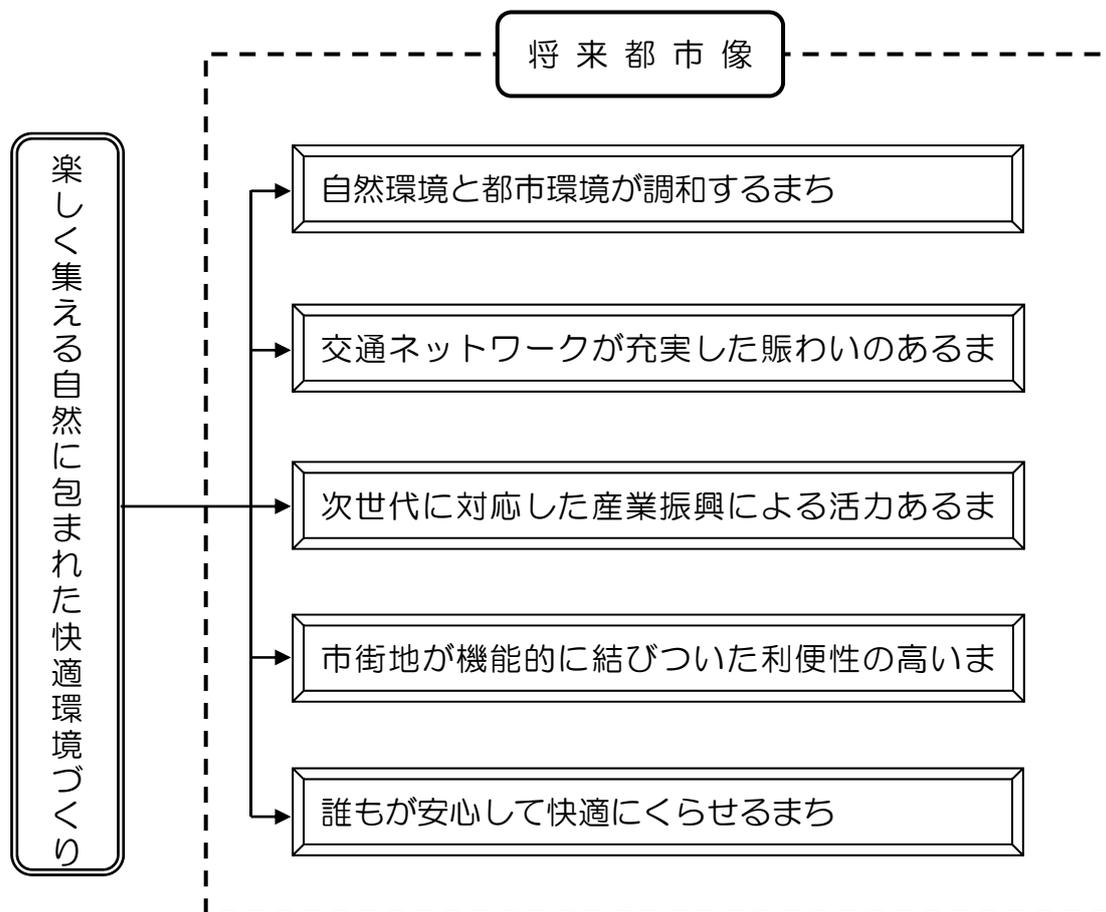


3章 将来目標の設定

2. 将来都市像

まちづくりの目標を達成するため、目指すべき将来都市像を以下のように設定する。

図 将来都市像



将来都市像を実現するための基本的な方針を、次頁以降に示す。

3章 将来目標の設定

自然環境と都市環境が調和するまち

都市的土地利用を図る地区と保全を図る地区を明確に区分する。

八幡平市のすばらしい田園風景は、市民にとっての原風景であり、出来るだけ損なわないようにする。

市街地に近接する緑地の公園的活用や、農地を農業体験の場として活用する。

市街地における開発は、周辺部との景観的調和に配慮する。



緑豊かな道路（例）



環境に配慮した住宅地（例）

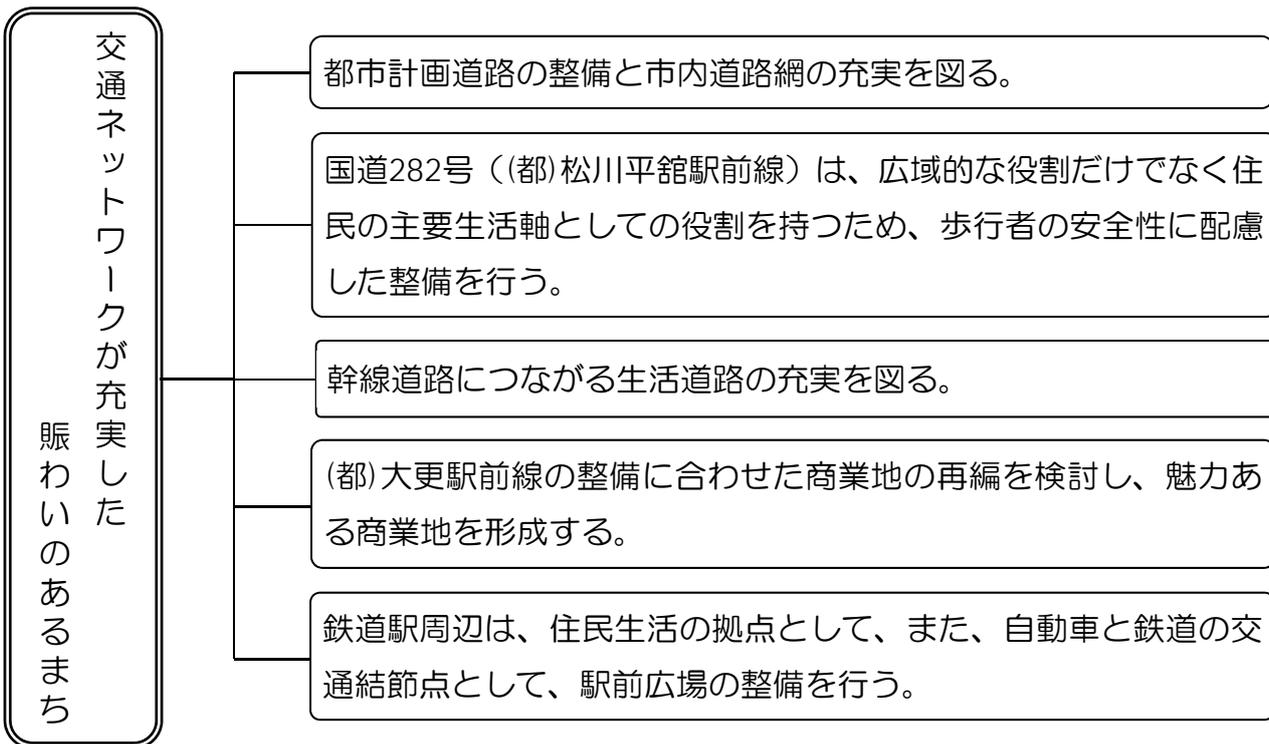


周辺環境と調和した道路（例）



農業体験の場

3章 将来目標の設定



歩行者の安全に配慮した道路（例）

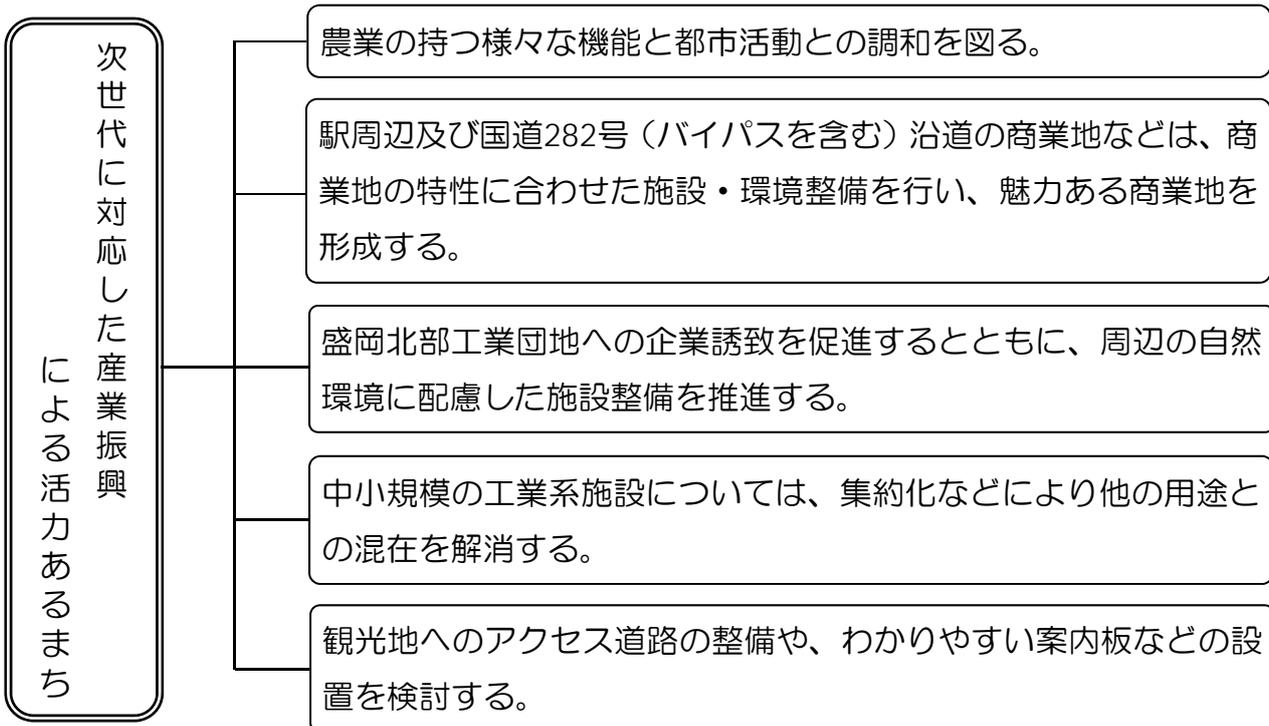


都市計画道路の整備（例）



駅前線の整備（例）

3章 将来目標の設定



ガーデンフェスティバル



道の駅にしね

3章 将来目標の設定

市街地が
ついた
利便性
の
高い
まち
機能
的に
結び

市街地の一体性を強化する。

駅周辺や市役所周辺は、市街地の拠点となる地区であり、機能の充実を図る。

住宅地や商業地などの土地利用区分を明確にする。

市街地に近接する緑地の公園的な利用を検討する。



機能の充実した駅周辺（例）



住宅地(例)



市街地に近接する緑地の公園的利用（例）

3章 将来目標の設定

誰もが安心して快適にくらせるまち

幹線道路の整備により住宅地などへの通過交通を排除し、安全、快適な生活環境を創出する。

主要道路は歩車道の分離を基本とし、安全な歩行者空間の確保を進める。

高齢者や障害者も安全、快適に生活ができるよう、歩道の段差の解消や公共施設や駅などでのスロープの設置など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを積極的に進める。

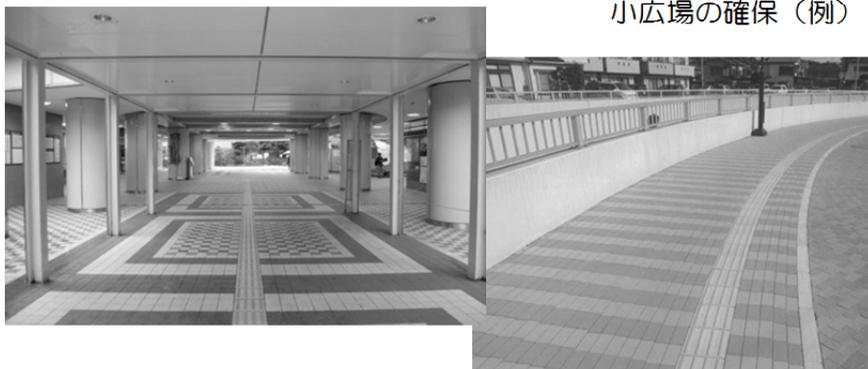
道路整備や小広場・小公園の確保、施設緑化、不燃化などを促進し、防災面に優れたまちを創出する。



歩行者空間の確保（例）



小広場の確保（例）



バリアフリー化された施設や道路（例）

3章 将来目標の設定

3. 将来フレームの設定

1) 人口フレーム

八幡平市総合計画では、平成27年における目標人口を31,000人としている。

また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計）によれば、平成27年の市の総人口は27,872人とされている。

しかし、市総合計画との整合を図るとともに、最新の人口推計をも考慮することとして、将来総人口は総合計画の計画期間ある平成27年は、総合計画における目標人口とし、平成32年は上記推計の平成27年地(27,872)と総合計画における平成27年目標人口(31,000)との差分により補正した29,000人と設定する。

都市計画区域人口、用途地域人口は、それぞれ総人口、都市計画区域人口に対する割合を推計し、それをもとに設定する。

表 将来人口フレーム

単位：人

区分 年度	総人口	都市計画区域	用途地域
平成17年	31,079	12,801	5,744
平成22年※	31,040	12,780	5,740
平成27年	31,000	12,770	5,730
平成32年	29,000	11,940	5,360

※ 平成22年国勢調査の人口速報値は28,690人と公表されたが、上位計画である市総合計画との整合を図るため、総合計画の数値とする。

3章 将来目標の設定

2) 土地利用フレーム

都市計画における土地利用計画は、安定的な拡大成長がもはや見込まれない現在の社会経済情勢においてもなお、人口・経済活動指標をベースとした原単位方式のフレーム論に基づくものである。そこで、人口、製造品出荷額、商品販売額等の基本指標が減少傾向にあり、かつ現行用途地域内に少なからず未利用地を抱える本市では、今後の新たな都市的土地需要の創出と計画的な市街地の拡大は困難と考えられる。

一方で今後は、効率的な土地利用により適切な規模にまとまったコンパクトな市街地の形成を図ることが求められており、用途地域決定以降土地利用が進まない箇所については用途地域除外や地区計画による市街化の誘導等の検討を行い、白地地域において市街化の動向が予想される地区については特定用途制限地域による規制の検討を行っていく。

このことを基本に、平成32年の将来用途地域面積は、現行用途地域に幹線道路沿道等の白地地域において現に都市的土地利用が行われている範囲を加えた程度であるとして、土地利用フレームは設定しないものとする。

なお、土地利用フレームの設定は行わないが、土地利用の動向や熟度を注視しながら、緊急性・必要性・確実性が高いと判断される土地利用転換については適宜対応していくこととする。

表 土地利用フレーム (単位：ha)

年度	区分	用途地域面積		
		工業系	商業系	住居系
平成22年(現況)		85.1	48.8	190.1